

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第63号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

(野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年野田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2月前（野田市営関宿少年野球場にあっては使用日の属する月の2月前の月の1日）を「属する月の2月前の月の1日（野田市営岩名調整池庭球場にあっては使用日の2月前）に改め、同条第3項中「野田市営関宿少年野球場に係る」を削り、「提出」の次に「（野田市営岩名調整池庭球場に係るものを除く。）」を加える。

第4条第3項中「野田市営関宿少年野球場に係る」を削り、「申出」の次に「（野田市営岩名調整池庭球場に係るものを除く。）」を加える。

別表野田市営福田体育館の項中「午後9時30分」を「午後9時」に改める。

(野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第2条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「江戸川河川敷運動広場」を「江戸川河川敷運動広場 野田市営福田運動場野球場 野田市営福田運動場庭球場 野田市営福田体育館 野田市営生涯スポーツ北広場」に改める。

別表第2構成員が5人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であるものの項中「江戸川河川敷運動広場」を「江戸川河川敷運動広場 野田市営福田運動場野球場 野田市営福田体育館 野田市営生涯スポーツ北広場」に改める。

別表第2の2中学生以上の者であって、市内に住所を有するものの項中「野田市総合公園庭球場」を「野田市総合公園庭球場 野田市営福田運動場庭球場」に改める。

別表第3第3条第2項第1号に規定する団体であって、構成員の半数以上が市内に住所を有する者であるものの項中「江戸川河川敷運動広場」を「江戸川河川敷運動広場 野田市営福田運動場野球場 野田市営福田体育館 野田市営生涯スポーツ北広場」に改め、同表第3条第2項第2号に規定する個人の項中「野田市総合公園庭球場」を「野田市総合公園庭球場 野田市営福田運動場庭球場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年2月3日から施行する。ただし、第1条中野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則別表野田市営福田体育館の項の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和8年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 野田市営福田運動場野球場、野田市営福田運動場庭球場、野田市営福田体育館及び野田市営生涯スポーツ北広場に係る野田市公共施設予約システムの利用に関する規則第3条第1項に規定する利用者登録に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前であっても、同条から第5条までの規定の例により行うことができる。